

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガスおよび電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的にガスおよび電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、料金の支払い期日を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、ガスおよび電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

〈特別措置の対象〉

当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

〈特別措置の内容〉

お客さまへの対応

① ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

3月、4月、5月検針分のガス料金の支払期限を1ヶ月間延長いたします。

② 電気料金

3月、4月、5月検針分の電気料金の支払期限を1ヶ月間延長いたします。

〈特別措置の申込方法〉

特別措置の適用を希望されるお客様は、当社までお問い合わせください。

※支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の貸付開始日（3月25日）以降のものに限ります。

特別措置の適用のお問合せは下記までご連絡ください。

セントラル石油瓦斯株式会社
ガス料金 保安部 岡村
電気料金 電力営業部 青木
〒323-0027 栃木県小山市花垣町2-11-22
TEL 0285-24-5132